

令和二年一月三十一日受領  
答 弁 第 六 号

内閣衆質二〇一第六号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出刑事事件としては不起訴となった事件について民事裁判では被害が認定された場合の刑事と民事での判断の不整合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出刑事事件としては不起訴となった事件について民事裁判では被害が認定された場合の刑事と民事での判断の不整合に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容及び裁判所の判断に関わる事柄であるので、お答えすることは差し控えたい。